

第1章 計画の概要

1 はじめに

わが国の高齢化率は平成19年10月1日現在21.5%となっており、いよいよ超高齢社会が到来したと言われています。柏原市の高齢化率は平成20年10月末現在で20.2%となっており、全国平均から比較するとやや低いものの、戦後のいわゆる「団塊の世代」の加齢などにより、今後一層高齢化の進展が見込まれています。このような高齢化の進展は、国民生活の隅々にまで影響を与え、地域社会のあり方を含め、社会経済全体を大きく変えつつあります。今や高齢者は社会において弱者、少数者ではなく、今後の社会のあり方に大きな影響を与える年齢層となっており、積極的に社会参加する高齢者は、地域社会を支える中心的存在となっています。一方、急速な高齢化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、寝たきりや認知症高齢者の増加など大きな社会問題になってきています。

このような中、平成12年にスタートした介護保険制度は、要介護認定者数の増加とともに、介護サービス利用者の増加、介護予防事業及び地域支援事業の推進などにより、高齢者を支える制度として定着してきました。しかしながら、認知症高齢者、高齢者虐待などに対する施策など高齢者を支える社会環境が必ずしも十分整備されているとは言えません。高齢者を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、介護保険制度を安定した制度として維持、発展させるためには、高齢者が介護を受ける状態にならないように高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持、向上を図ることや、認知症に対する理解や啓発、高齢者虐待の防止、介護給付の適正化、住み慣れた地域での介護サービスや福祉サービスの提供などの今後のあり方について見直し、新しい体制を構築することが必要となってきました。

「柏原市高齢者いきいき元気計画（第4期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）」は、これらの点を踏まえて、「柏原市総合計画」を上位計画に「介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」を一体的なものとして、平成26年度における高齢社会を展望しつつ、本市における今後3年間の高齢者施策全般にわたる中期ビジョンを明らかにしたものです。

2 基本理念

(1) 計画の理念

一人ひとりの人権を尊重するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせる社会の実現、並びに家庭や地域での自立を支援することにより、全ての人々が支えあう町づくりを目指します。

(2) 計画策定の基本的視点

① 高齢者の人権を尊重

障がい者や在日外国人等にかかる人権上の諸問題を踏まえ、すべての人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、人権の擁護に取り組みます。

② 高齢者とともにいきいきした社会の実現

健康づくり、生きがいづくり及び介護予防に取り組むことにより、一人ひとりの高齢者の自己実現を目指します。

③ 住み慣れた地域での暮らしを支援

地域全体で高齢者や周囲の人々を支えあう体制づくりに取り組みます。

④ 高齢者の自立生活の支援

高齢者の自立を支援し、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、利用者本位の施策を推進します。

(3) 理念の実現に向けた課題

① 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

介護保険事業の適正かつ円滑な運営は、利用者の適切なサービス利用ばかりでなく、介護給付費及び介護保険料の増大の抑制につながります。

適正かつ円滑な運営の主な課題としては、

ア 介護認定については、適正な認定調査の質を維持し、認定審査会においてその記載内容を審査・判定に正しく反映するよう審査会委員及び調査員に対する研修を行う。

イ 介護給付の適正化を図り、利用者に対して適切な介護サービスを確保する。

ウ 介護サービスの利用の動向など介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、住民に運営状況の情報開示を積極的に行う。

エ 低所得の方に対する介護サービスの利用負担の軽減助成制度を周知する。

などがあげられます。

② 利用者本位のサービス提供の推進

介護サービスの利用者へは、制度の周知及び相談支援体制を充実させることが大切です。高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）はもちろん、民生委員及び地域の関係機関との連携を強化し、高齢者が身近で気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護相談員などの市民ボランティアの相談機能を高める必要があります。

また、介護サービスの質の向上としては、事業者に対して指導・助言を適宜実施し、府及び関係機関と十分に連携しながら事業者の法令遵守などの体制整備及び事業者への立入調査など不正発生の防止に努める必要があります。

さらに、介護支援専門員への支援につきましては、介護支援専門員の資質向上はもとより、介護支援専門員が地域ネットワークに参画し、地域活動との連携を図るために研修会や事例検討会の実施、高齢者いきいき元気センターを中心とした相談及び支援困難事例のバックアップ体制の強化に努める必要があります。

③ 地域ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきとして暮らすことができるように介護、保健、医療、福祉などの関係機関が連携できる体制を構築することが必要です。特に、その中核機関である高齢者いきいき元気センターの機能が十分発揮できる体制の整備が重要となっています。

さらに、地域の様々な課題を地域住民一人ひとりが認識し、解決できるよう地域住民の自主的な活動を推進するとともに、高齢者虐待及び認知症

高齢者の早期発見とケア、介護家族への支援などについて、既存の小地域ネットワーク活動や民生委員、福祉委員などの地域住民とともに課題解決のためのネットワークの構築を図る必要があります。

平成19年度には、柏原市高齢者虐待防止ネットワーク（早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク及び関係専門機関介入支援ネットワーク）会議が設置されましたが、今後も高齢者虐待をはじめ、虐待の主要原因ともなる認知症高齢者や家族への地域支援活動が充実するようにネットワークの連携強化を図っていくことが課題となっています。

④ 高齢者が安心できる暮らしの実現

高齢者が住み慣れた地域で安全、安心、快適に暮らせる住まいの実現を目指して、緊急通報システムの充実及び高齢者の身体状況などに適した住宅改修の促進その他の支援を推進する必要があります。

また、災害時における高齢者の安全確保については、支援を要する要援護者の範囲、情報の把握など支援体制の関係部局との連携とともに、支援策の充実を図る必要があります。

⑤ 健康寿命の延伸に向けた施策の推進

健やかな高齢期を過ごすためには、壮・中年期以前から健康づくりや生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図ることが重要であり、栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙などの健康づくりは、介護予防の基礎です。介護予防を効果的に推進するためには、これらの年齢層と高齢者を併せた健康増進、介護予防活動を推進する必要があります。

また、既存の老人クラブ活動や地域住民活動と積極的に連携し、新たな介護予防の拠点づくりや活動を推進し、高齢者自らが培ってきた豊富な経験、技能及び知識を社会に活かす地域づくりを通じて、高齢者の生きがいづくりや、自主的な地域社会での社会貢献活動のための人材の養成やその活動の支援を推進していくことが課題です。

⑥ 生活困難な高齢者のための施設整備の推進

老人福祉施設などは、高齢者が身体的な状態、家庭環境などにより居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティーネットとして、重要な役割を担っています。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などについては、利用者本位の視野に立って、地域の実情に合わせて確保していくことが望まれます。

⑦ 高齢者の尊厳への配慮

高齢化の進展に伴い一人暮らし及び高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。一方、都市化の進展などにより地域のコミュニティ機能の低下が危惧されます。このため、高齢者の生活実態の把握や地域見守り体制の強化、相談体制の充実、高齢者虐待、孤独死などの早期発見と予防、認知症高齢者への支援など高齢者いきいき元気センターを中心に、地域住民及び関係機関と連携協力し、積極的に取り組むことが重要となります。

また、認知症高齢者及び虚弱高齢者への虐待や権利侵害に対しては、日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容を周知し、積極的な利用の促進に努める必要があります。

3 計画策定に当たっての基本的な考え方

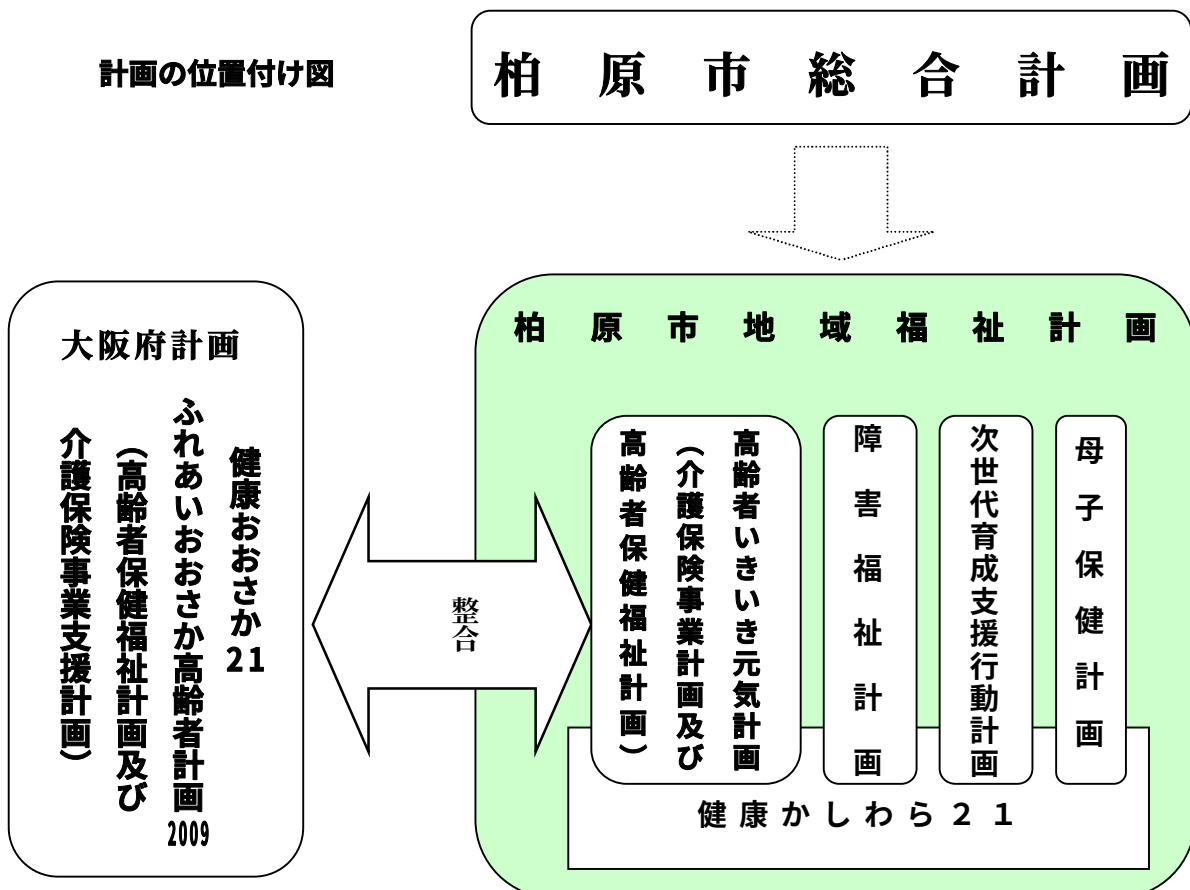
(1) 計画の位置付け

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づくもので、本市の21世紀を展望したまちづくりの指針となる「柏原市総合計画」の部門別計画として位置付け、本市における高齢者の保健福祉及び介護保険分野の具体的な施策とその目標を示すものがあります。

また、広義には地域福祉の推進に関する事項を踏まえた「柏原市地域福祉計画」に包含され、調整が図られています。

さらに、国民の健康寿命の延伸を目指して提唱された「健康日本21」を地域で実現するため策定された「健康かしわら21」との整合が図られています。

また、大阪府の計画である「ふれあいおおさか高齢者計画2009（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画）」などとの整合を図るとともに、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画とを一体的なものとして策定するものです。



(2) 計画の期間

本計画は、「介護保険制度の持続可能性」の視点に立ち、平成26年度末を視野に入れながら、平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成23年度（2011年度）を目標年度とする3カ年を計画期間とします。さらに、平成23年度中には、次期計画（第5期）を作成する予定となっております。



(3) 計画の策定体制

① 高齢者実態調査の実施

本計画の策定に当たり、市内在住の65歳以上の要介護認定者、特定高齢者（虚弱高齢者）、一般高齢者（要介護認定を受けていない高齢者）に対して、各種サービスの利用意向及び生活実態を把握することを目的にアンケート調査を行いました。その結果を本計画策定の基礎資料としています。

	要介護認定者調査	特定高齢者調査	一般高齢者調査
調査対象者	65歳以上の要介護認定者 2,891人	平成19年度老人基本健診 受診者のうち生活機能 チェック等によって介護 予防事業を勧められた方 108人	65歳以上の高齢者 14,939人から要介護認定者 2,891人及び特定高齢者 108人を除いた11,940人
抽出方法・数	約3分の1 無作為抽出 1,000人	無作為抽出 100人	約10分の1 無作為抽出 1,100人
調査方法	調査票の配布・回収ともに郵送によるアンケート調査		
調査時期	平成20年4月11日（金）～平成20年4月30日（水）		
回収数・率	584人 58.4%	62人 62.0%	721人 65.5%
有効票数	571人	62人	715人

※これらの調査は、平成20年4月1日を基準日としました。

※有効調査票数とは、回収した調査票のうち無回答など無効となった調査票を除いた数です。

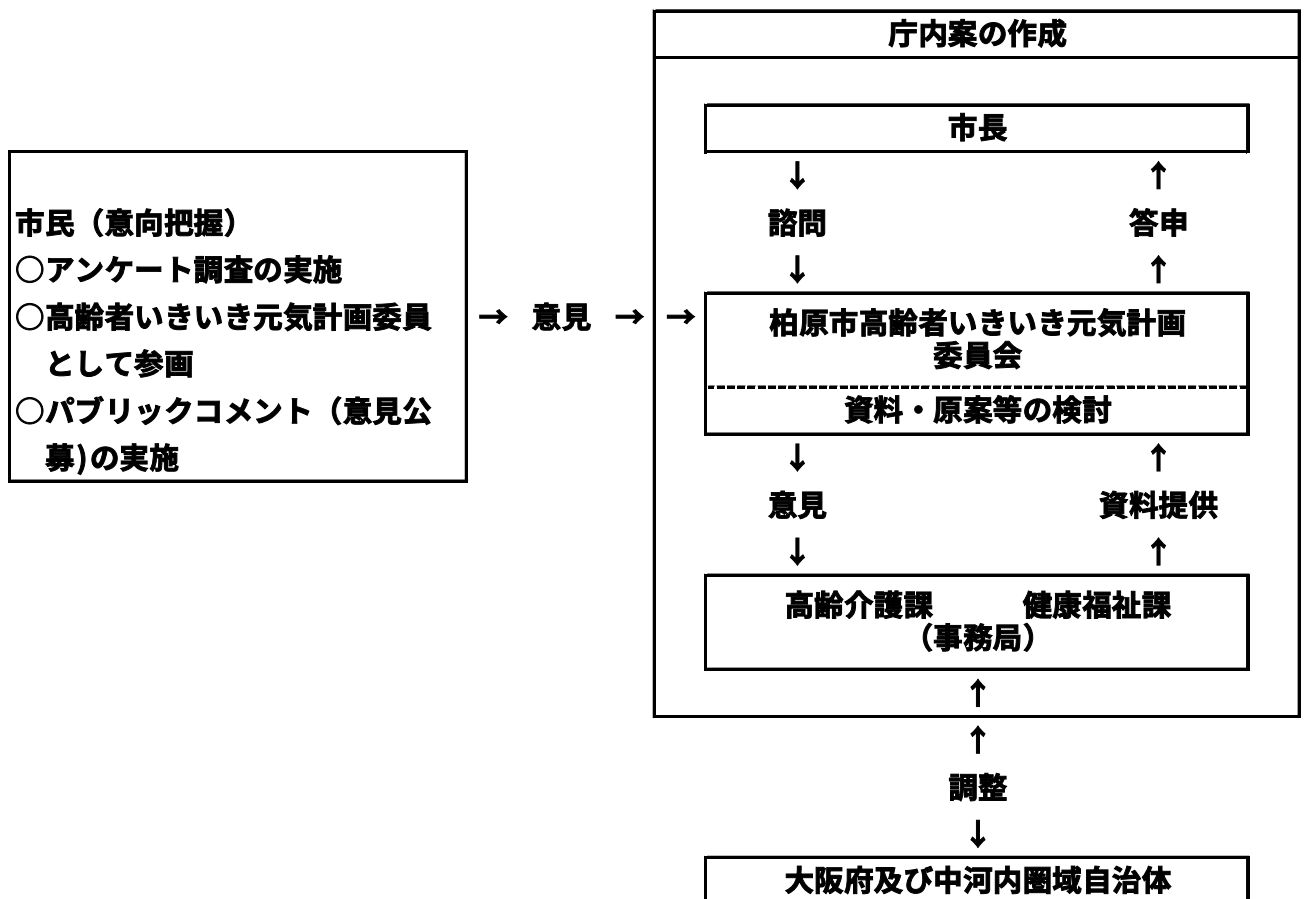
② 計画の策定機関

本計画は、学識経験者、保健・福祉・医療機関の代表、被保険者代表、公募による市民代表などの幅広い分野の関係者を委員として構成する「柏原市高齢者いきいき元気計画（第4期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）委員会」において審議し、策定しました。

③ 庁内関係部局の連携体制

本計画の策定に当たり、庁内の関係部局間の協調体制を確立し、必要に応じて会議を開き、本計画の策定に関して協議を行いました。

【計画策定体制の概念図】



（４） 計画への市民意識の反映

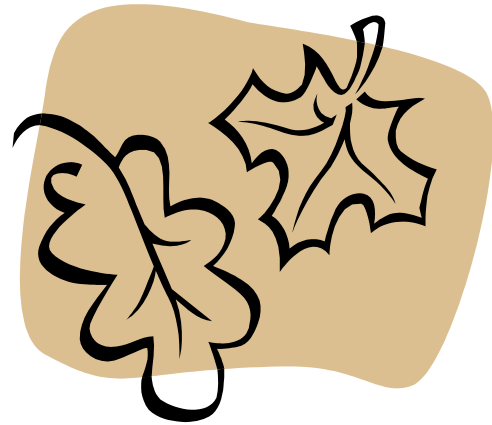
本計画の策定に当たり、市民の意見をよりいっそう反映させるために「柏原市まちづくり基本条例」の趣旨に基づき、委員の公募を行い、公募による市民代表委員の参画を得ました。

また、65歳以上の要介護認定者、特定高齢者及び一般高齢者2,200人を対象に計画策定のための実態調査を行い、市民の意見及びニーズの把握に努めるとともに、実態調査の結果を公表して、市民の皆様から広く意見を募り、

本計画策定の参考とします。

(5) 計画の進行管理

「柏原市高齢者いきいき元気計画（第4期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）委員会」を設置し、計画策定の進行状況などについて点検、評価、調整などを行い、本計画が着実に推進するよう努めるとともに、その内容を公表します。



4 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の趣旨

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために定める区域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び公的介護施設などの整備の状況その他の条件を勘案して、市町村が設定することとされています。

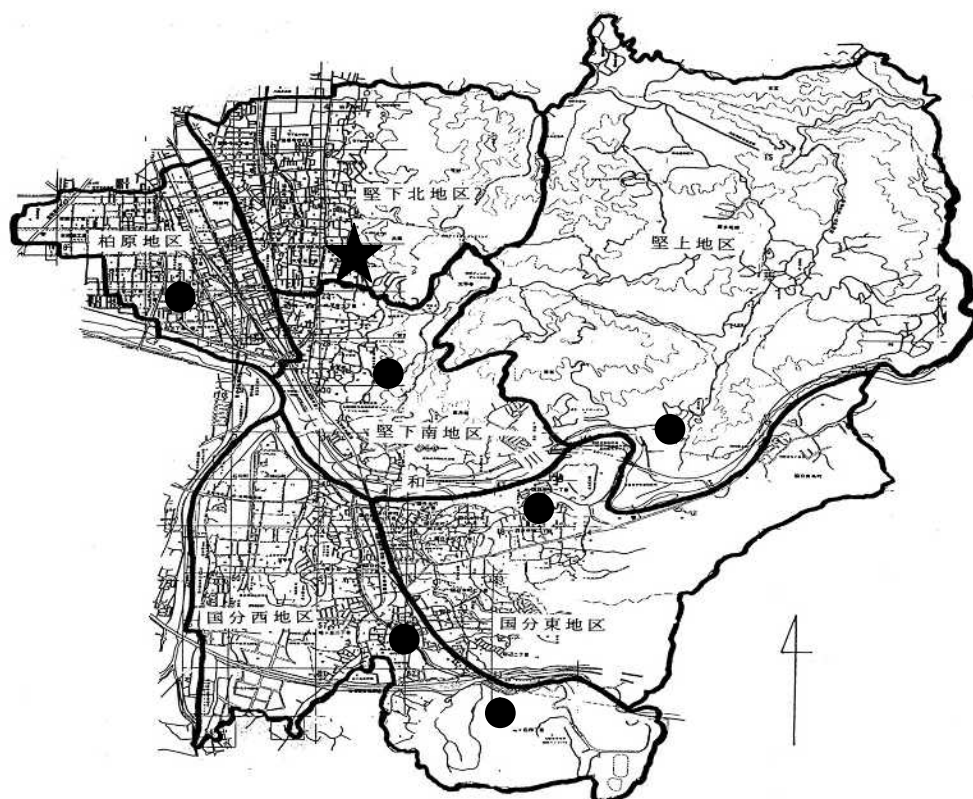
(2) 本市の日常生活圏域

本市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県の府県境に位置し、奈良盆地の諸流を集めた大和川が大阪平野に流れ出る付近にその町並みを形成し、地域の約3分の2を山が占め、中央部を大和川が東西に流れています。市の面積は25.39km²で、周囲は28km。平成20年10月末現在の人口は75,294人で、65歳以上の高齢者数は15,208人です。約3分の1の市街地に人口が集中しており、市街地には国道及び鉄道（市内9駅）が走り、運輸交通の便は確保されています。さらに、平成17年度には市内循環バスが整備され、交通アクセスの利便性が高まっています。

また、平成18年度には高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関として「高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）」を市内に1ヶ所設置し、この機能を補完するランチ（地域の相談窓口）を市内6カ所に設置しています。

さらに、地域密着型サービスの内、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、市内6カ所に設置され、第3期の計画をほぼ充足しています。

したがって、本市は、①市域が狭く人口が市街地に集中していること、②交通アクセスの利便性が向上し、高齢者の生活圏域が広がっていること、③高齢者いきいき元気センターを市内1ヶ所に設置し、市内全域に対応していること、④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が市内6カ所に分散して設置されたこと—など社会的条件等を総合的に勘案し、第4期の計画においては日常生活圏域をこれまでの2圏域から1圏域にすることとします。



★ 高齢者いきいき元気センター
(地域包括支援センター)

● ランチ
(地域の相談窓口)